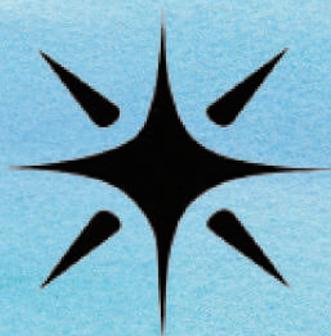


# おくやみハンドブック

～ 死亡届出後のお手続きのご案内 ～

## 米子市

Yonago-City



「おくやみコーナー」のご利用には予約が必要です。  
(利用の3開庁日前までにご予約ください) … P.4

### ① とっとり電子申請サービス

または

### ② ☎ 0859-21-7462

※予約がない場合は、お手続きの絞り込みのお手伝い、  
手続き窓口などのご案内をさせていただきます。



## ご遺族の方へ

ご親族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

米子市では、死亡届出後にご遺族の皆さまが、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めていただけるようにハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

米子市役所 ☎ 0859-22-7111（代表）

### 事前準備について

米子市役所にて各種手続きをされる今後の流れです。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしてください。また、おくやみコーナー（4ページ参照）を利用されない場合は、3ページの「来庁時の持ち物について」をご確認のうえ、各窓口へお回りください。

※淀江支所でもお手続きいただけます。

### おくやみコーナーご利用時の流れ

STEP 1

#### 持ち物の確認

3ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。



STEP 2

#### おくやみコーナーの予約（ご利用の3開庁日前までに）

おくやみコーナーをご利用される場合は、4ページの予約方法にてご予約ください。また、Step1でご不明な点などございましたら、ご予約時にお問い合わせください。（☎ 0859-21-7462）

STEP 3

#### 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4

#### ご来庁ください

必要なものをお持ちのうえ、おくやみコーナー（本庁舎1階⑪番窓口）へお越しください。

※予約されずにお越しの際は、お手続きの絞り込みのお手伝い、手続き窓口などのご案内をさせていただきます。

## 各種証明書の発行について

死亡の届出をされた場合には、内容の確認のため戸籍に記載するまでに時間を要します。届出が正式に受理された後各種証明書が発行できるまでの目安は、下記のとおりですのでご了承ください。

□ 戸籍証明                      約1週間後（本籍地で申請してください）

□ 住民票の写し                約1週間後（住所地で申請してください）

※各種手続きのため早急に必要な場合はご相談ください。

※宿日直員に提出された場合や、後日、記載内容や添付書類に疑義などが生じた場合には、確認のため職員が電話などで連絡する場合がありますのでご了承ください。

※マイナンバーカードを使ったコンビニ証明交付では、届出された内容が記載された証明書が発行できるようになるまでは、届出される以前の事項で証明書が発行されますのでご注意ください。

※米子市行政窓口サービスセンターを利用される場合、戸籍の届出をされた内容に関する戸籍証明、世帯の住民票の写しなどは、交付できない場合がありますのでご了承ください。

## 死亡届書（死亡診断書）の写しについて

死亡届書（死亡診断書）の写しは交付が制限されています。法律等の定めにより「死亡届の際に提出した死亡診断書の写し」の提出が義務付けられている場合に限り、親族の方に対し交付することができます。民間の会社が扱う生命保険金などを請求される場合などは、死亡診断書を作成された病院などで発行していただくこととなりますのでご了承ください。

市民一課戸籍担当 ①番窓口

☎ 0859-23-5143（直通）

※ お問い合わせ受付時間／8：30～17：00  
（土・日・祝日・年末年始を除く）

## 来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要になることが多いので、お持ちのうえ、ご来庁ください。

### 亡くなられた方の必要なもの（29 ページ参照）

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
  - ※世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
  - ※限度額適用認定証、特定疾病療養受療証などの各種証（お持ちの方のみ）
  - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。
- 介護保険被保険者証
- 特別医療費受給資格証
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証
- 印鑑登録証、住民基本台帳カード

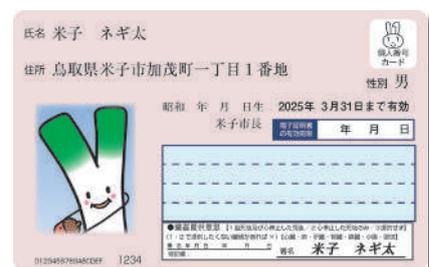
### ご遺族の方の必要なもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び葬祭執行者）
- 預貯金通帳、キャッシュカード（※相続人代表者、葬祭執行者（国民健康保険、後期高齢者医療保険）及び年金請求者）

### 本人確認書類について

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、障害者手帳、健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証・介護保険被保険者証、特別医療費受給資格証、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



## おくやみコーナーのご案内

米子市では、亡くなられた方に関する手続きをご案内する「おくやみコーナー」を設置しています。ご利用には、事前に電子申請または電話予約が必要です。

### おくやみコーナーでできること

#### ●必要な手続きをまとめて受付できます

市役所での主な手続きについて、ワンストップで完了することができます。  
※一部、担当課でしかできない手続きもあります。

#### ●書類の記入が省略できます

事前予約することで、亡くなられた方の住所・氏名など基本的な情報をあらかじめ申請書に印字するため、書類の記載を省略できます。



#### ●専用ブースで安心して相談できます

#### ●予約がない場合は、お手続きの絞り込みのお手伝い、手続き窓口などのご案内をさせていただきます。

### 予約方法について

以下のいずれかの方法で予約してください。  
ご利用の3開庁日前までにご予約ください。

#### ●電子申請

- ① 「とっとり電子申請サービス（米子市）」にアクセス
- ② キーワード「おくやみ」で検索
- ③ 画面の指示にしたがって申請してください。



#### ●電話予約

電話番号 / **0859-21-7462**

受付時間 / 8:30 ~ 17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

### 市民二課 おくやみコーナー

場所 / 米子市役所本庁舎 1階 ⑪番窓口

利用(予約)可能な時間 / 9:00~16:00 (12:00~13:00を除く)

(土・日・祝日・年末年始を除く)

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	担当課 (問い合わせ先)	詳細 ページ
住民登録	<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カード・マイナンバーカード・通知カードを持っていた	市民一課 本庁舎1階 ③番窓口	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた		
	<input type="checkbox"/>	外国人住民の方		P.8
年金	<input type="checkbox"/>	国民年金を受給または加入していた	保険年金課 本庁舎1階⑤番窓口	P.9
	<input type="checkbox"/>	厚生年金を受給または加入していた	米子年金事務所	P.10
	<input type="checkbox"/>	共済年金を受給または加入していた	各共済組合	
特別医療	<input type="checkbox"/>	特別医療費受給資格証を持っていた	保険年金課 本庁舎1階⑥番窓口	P.11
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	保険年金課 本庁舎1階⑦番窓口	P.12
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	保険年金課 本庁舎1階⑦番窓口	P.13
福祉 (障がい)	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	障がい者支援課 本庁舎1階⑨番窓口	P.14 } P.15
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当、特別児童扶養手当を受給していた	障がい者支援課 本庁舎1階⑨番窓口	
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上または40歳以上で特定疾病のため介護認定を受けていた	長寿社会課 本庁舎1階⑭番窓口	P.16

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	担当課 (問い合わせ先)	詳細 ページ
税金	<input type="checkbox"/>	市県民税が課税されていた	市民税課 本庁舎 2階 <sup>①</sup> 番窓口	P.17
	<input type="checkbox"/>	軽自動車など（原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を含む）を所有していた	市民税課 本庁舎 2階 <sup>①</sup> 番窓口	
	<input type="checkbox"/>	固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた	固定資産税課 本庁舎 2階 <sup>②</sup> 番窓口	P.18
市営住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅に居住していた	住宅政策課 糺町庁舎 1階	P.19
市営墓地	<input type="checkbox"/>	市営墓地を使用していた（南公園墓地、北公園墓地、佐陀墓苑、西ノ原墓苑、白浜墓苑）	建設企画課 糺町庁舎 2階	P.20
	<input type="checkbox"/>	市営墓地使用者が市営墓地へ焼骨の埋蔵を予定している（南公園墓地、北公園墓地、佐陀墓苑、西ノ原墓苑、白浜墓苑）	建設企画課 糺町庁舎 2階	P.21
子ども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた（公務員の方は、お勤め先での手続きが必要です）	こども支援課 ふれあいの里 1階	P.22 ～ P.23
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	こども支援課 ふれあいの里 1階	P.23 ～ P.24
	<input type="checkbox"/>	義務教育終了以前の児童の養育者が「天災・交通事故」などにより亡くなったまたは障がいの状態になった	こども支援課 ふれあいの里 1階	P.24
	<input type="checkbox"/>	就学援助費を受給していた（小中学校）	こども支援課 ふれあいの里 1階	P.25
	<input type="checkbox"/>	特別支援教育就学奨励費を受給していた（市立小中学校の特別支援学級）	こども支援課 ふれあいの里 1階	
	<input type="checkbox"/>	児童生徒の保護者の方	学校教育課 ふれあいの里 1階	
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用していた	米子市水道局営業課 下水道営業課	P.26
農地	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	農業委員会事務局 本庁舎 2階	
山林	<input type="checkbox"/>	山林を所有していた	農林課 本庁舎 2階	P.27
犬	<input type="checkbox"/>	犬を飼っていた	環境政策課 クリーンセンター 2階	

## 住民登録に関する手続き

### 住民基本台帳カード・マイナンバーカード・通知カードを持っていた

#### 手続き 住民基本台帳カードの返納

手続き詳細	手続き可能な人
<ul style="list-style-type: none"><li>・住民基本台帳カードをお持ちの場合は、返納する手続きです。</li><li>・マイナンバーカード・通知カードは返納の必要はありません。死亡に伴う各種手続きで個人番号の記載を求められることがありますのでしばらく保管されることをお勧めします。</li></ul>  <p>住民基本台帳カード</p>	ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード	市民一課 本庁舎 1階③番窓口 ☎ 0859-23-5144

### 印鑑登録をしていた

#### 手続き 印鑑登録証の返還

手続き詳細	手続き可能な人
印鑑登録証をお持ちの場合は、返還する手続きです。	ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証	市民一課 本庁舎 1階③番窓口 ☎ 0859-23-5144

MEMO

## 外国人住民の方

### 手続き① 特別永住者証明書の返納

死亡日から14日以内

手続き詳細	手続き可能な人
特別永住者証明書を最寄りの地方出入国在留管理官署にお持ちいただくか、発行拠点（東京出入国管理局おだいば分室）へ郵送してください。	親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別永住者証明書、みなし特別永住者証明書（旧外国人登録証明書） ※死亡したことのわかる文書が必要になる場合があります。	広島出入国在留管理局 境港出張所 ☎ 0859-47-3600

### 手続き② 在留カードの返納

死亡日から14日以内

手続き詳細	手続き可能な人
在留カードを最寄りの地方出入国在留管理官署にお持ちいただくか、発行拠点（東京出入国管理局おだいば分室）へ郵送してください。	親族または同居者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の在留カード ※死亡したことのわかる文書が必要になる場合があります。	広島出入国在留管理局 境港出張所 ☎ 0859-47-3600

MEMO



## 厚生年金を受給または加入していた

### 手続き 必要な手続きの確認

すみやかに

手続き詳細	手続き可能な人
<b>【主な手続き】</b> ・未支給年金 ・遺族年金 ・寡婦年金 ・死亡一時金 など	下記までお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<b>【主な必要書類など】</b> <input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの （年金手帳、年金証書、年金定期便などのお知らせ） <input type="checkbox"/> 請求者名義の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーカードまたは個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と請求者の続柄が確認できる戸籍謄本などの写し <input type="checkbox"/> 生計同一関係に関する申立書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写し など ※保険年金課にお越しの際は、手続き内容・必要書類についてお調べします。	ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165 米子年金事務所 （米子市西福原 2-1-34） ☎ 0859-34-6111 音声案内①→① 郵送で手続きができます。

## 共済年金を受給または加入していた

### 手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	手続き可能な人
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号のわかるものを準備のうえ、事前にお問い合わせください。	下記までお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号がわかるもの	各共済組合



## 保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き① 保険証の返還

手続き詳細	手続き可能な人
国民健康保険被保険者証（保険証）を返還する手続きです。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証（保険証） 【お持ちの方のみ】 <input type="checkbox"/> 限度額認定証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	保険年金課 本庁舎1階⑦番窓口 ☎ 0859-23-5121

#### 手続き② 葬祭費の申請

葬祭を行った日の翌日から2年間

手続き詳細	手続き可能な人
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(20,000円)が支給されます。 ※国民健康保険加入前に会社などの健康保険に被保険者として加入していた方が、その健康保険の資格を喪失してから3か月以内に亡くなった場合は、加入していた会社などの健康保険または国民健康保険のいずれかから葬祭費の支給を受けることができます。	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の口座情報のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	保険年金課 本庁舎1階⑦番窓口 ☎ 0859-23-5121

MEMO

## 保険に関する手続き

### 後期高齢者医療保険に加入していた

#### 手続き① 保険証の返還

手続き詳細	手続き可能な人
後期高齢者医療被保険者証（保険証）を返還する手続きです。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証（保険証） 【お持ちの方のみ】 <input type="checkbox"/> 限度額認定証 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証 <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証	保険年金課 本庁舎 1階⑦番窓口 ☎ 0859-23-5122

#### 手続き② 葬祭費の申請

葬祭を行った日の翌日から2年間

手続き詳細	手続き可能な人
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(20,000円)が支給されます。 ※後期高齢者医療保険加入前に会社などの健康保険に被保険者として加入していた方が、その健康保険の資格を喪失してから3か月以内に亡くなった場合は、加入していた会社などの健康保険または後期高齢者医療保険のいずれかから葬祭費の支給を受けることができます。	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭を行った方の口座情報のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	保険年金課 本庁舎 1階⑦番窓口 ☎ 0859-23-5122

#### 手続き③ 相続人代表者の確認

約2週間以内

手続き詳細	手続き可能な人
被保険者が亡くなられた場合、保険料の再計算を行い、その清算について後日相続人代表者宛に通知を送付します。	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者様の口座情報のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	保険年金課 本庁舎 1階⑦番窓口 ☎ 0859-23-5122

## 福祉（障がい）に関する手続き

### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

#### 手続き 各種手帳の返還

手続き詳細	手続き可能な人
各種手帳を返還する手続きです。 亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 または療育手帳	障がい者支援課 本庁舎 1階⑨番窓口 ☎ 0859-23-5548

### 特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当、特別児童扶養手当を受給していた

#### 手続き ① 特別障害者手当・経過的福祉手当・障害児福祉手当資格喪失手続き

手続き詳細	手続き可能な人
亡くなられた方が特別障害者手当、経過的福祉手当、障害児福祉手当を受給していた場合、資格喪失の手続きとなります。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
—	障がい者支援課 本庁舎 1階⑨番窓口 ☎ 0859-23-5548

#### 手続き ② 未支給特別障害者手当等の支払請求

手続き詳細	手続き可能な人
特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の未支給手当について、受給資格者死亡時の同一世帯内で先順位者に支払いを行う手続きです。	下記までお問い合わせください。
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 故人と同一世帯内の先順位者の口座情報のわかるもの (通帳、キャッシュカード)	障がい者支援課 本庁舎 1階⑨番窓口 ☎ 0859-23-5548



## 介護保険に関する手続き

### 65歳以上または40歳以上で特定疾病のため介護認定を受けていた

#### 手続き① 介護保険被保険者証の返還

手続き詳細	手続き可能な人
介護保険被保険者証を返還する手続きです。 介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証をお持ちの場合は一緒に返還してください。	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 【お持ちの方のみ】 <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証	長寿社会課 本庁舎 1階 <sup>⑭</sup> 窓口 ☎ 0859-23-5131

#### 手続き② 相続人代表者の指定

手続き詳細	手続き可能な人
被保険者が亡くなった場合、今後の介護保険に関する通知などの宛先となる、相続人代表者を申し出ていただく手続きです。	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人代表者様の口座情報のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	長寿社会課 本庁舎 1階 <sup>⑭</sup> 窓口 ☎ 0859-23-5131

MEMO

## 税金に関する手続き

### 市県民税が課税されていた

#### 手続き 相続人代表者の指定

手続き詳細	手続き可能な人
市県民税の納付書などの送付先として法定相続人の中から代表者を指定する手続きです。 【市県民税】 市県民税は、 <u>1月1日（賦課期日）</u> 現在、米子市に住所があり、前年中の所得金額が一定額以上ある方に課税します。そのため、1月2日以降にお亡くなりになられても、1年分の税額を米子市に納めていただきます。 ※所得税については、 <u>準確定申告</u> を死亡後4か月以内にする必要があります。詳しくは米子税務署にお問合せください。（P.34 参照） （参考：米子税務署 ☎ 0859-32-4121）	相続人の方
	問い合わせ先
	市民税課 本庁舎 2階 <sup>⑳</sup> 番窓口 ☎ 0859-23-5114
必要なもの	
—	

### 軽自動車など(原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を含む)を所有していた

#### 手続き 相続人代表者の指定

手続き詳細	手続き可能な人
軽自動車税の納付書などの送付先として法定相続人の中から代表者を指定する手続きです。 【軽自動車税】 軽自動車税は、 <u>4月1日（賦課期日）</u> 現在、軽自動車などの所有者に対して課税します。	相続人の方
	問い合わせ先
	市民税課 本庁舎 2階 <sup>⑳</sup> 番窓口 ☎ 0859-23-5111
必要なもの	
—	

※普通自動車をお持ちの場合の名義変更・廃車の手続きについては、P.32 をご覧ください。  
その他、自動車税に関すること（障がい等減免を受けられていた場合等）は、下記までお問い合わせください。

『鳥取県西部県税事務所収税課（市役所本庁舎 2階<sup>㉑</sup>番窓口） ☎ 0859-31-9605』

MEMO

## 固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた

### 手続き 相続人代表者の指定

手続き詳細	手続き可能な人
<p>固定資産税の納付書などの送付先として法定相続人の中から代表者を指定する手続きです。</p> <p><b>【固定資産税】</b>                      固定資産税は、<u>1月1日（賦課期日）</u>現在、米子市に土地、家屋、償却資産をお持ちの方に課税します。</p> <p>※相続により土地や建物を取得した際は、登記の名義変更をする必要があります。管轄する法務局に所有権移転登記の申請をしてください。詳しくは、37～38ページをご参照いただくか、下記法務局までお問い合わせください。                      （参考：鳥取地方法務局米子支局 ☎0859-22-6162）</p>	<p>相続人代表者となる方                      または、その代理人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の認印（相続人代表者となる方で本人が手続きされる場合は不要。）</p>	<p>固定資産税課                      本庁舎2階②番窓口                      ☎0859-23-5116</p>

### その他、市税に関すること

#### 【納税義務の引継の手続きについて】

納税義務は相続人の方に引継がれます。「相続人代表者指定届出書」の提出が必要となります。相続人代表者とは、納税義務者の代わりに、納税に関する一切の手続き（書類の受取、納税、還付金の受取など）を行う方です。

#### 【相続放棄の場合】

相続の放棄をした場合は、家庭裁判所で発行される、「相続放棄申述受理通知書」の写しまたは、「相続放棄申述受理証明書」の写しを提出してください。

MEMO

## 市営住宅に関する手続き

### 市営住宅に居住していた

#### 手続き① 名義人の承継手続き

手続き詳細	手続き可能な人
亡くなられた方が名義人の場合、新たな名義人との契約による請書が必要になります。 ※名義人の承継ができない場合もあります。	新たな名義人となる方
必要なもの	問い合わせ先
入居状況により必要書類が異なるため、担当窓口（問い合わせ先）でご案内します。	住宅政策課 糀町庁舎 1階（※） ☎ 0859-23-5263

#### 手続き② 名義人（単身の場合）の退去手続き

手続き詳細	手続き可能な人
亡くなられた方が名義人で単身の場合、退去手続きが必要になります。	ご親族または保証人の方
必要なもの	問い合わせ先
詳しい内容は担当窓口でご案内します。	住宅政策課 糀町庁舎 1階（※） ☎ 0859-23-5263

※令和5年10月2日に糀町庁舎（西部総合事務所3号館・糀町1丁目160）へ移転しました。

◎県営住宅につきましては、鳥取県住宅供給公社にお問い合わせください。  
☎ 0859-32-9211（P.31 参照）

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 市営墓地に関する手続き

### 市営墓地を使用していた（南公園墓地、北公園墓地、佐陀墓苑、西ノ原墓苑、白浜墓苑）

#### 手続き 市営墓地使用者名義変更届（承継）

手続き詳細	手続き可能な人
市営墓地使用者が亡くなられた場合、新使用者に名義を変更する手続きです。	新たな使用者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方と新使用者との続柄がわかるもの（埋火葬許可証、戸籍など） <input type="checkbox"/> 墓地使用許可証（紛失の場合、職員までお申し出ください） <input type="checkbox"/> 300 円 <input type="checkbox"/> 本籍地記載の住民票（新使用者が市外の方の場合のみ） 【下記①、②の場合は上記に加えて以下のものをご持参ください。】 ①新使用者が来庁しない場合 <input type="checkbox"/> 新使用者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 新使用者の印鑑（認印可） ②現使用者が市外の方の場合 <input type="checkbox"/> 現使用者が亡くなられたことがわかるもの（埋火葬許可証、戸籍）	建設企画課 糀町庁舎 2 階（※） ☎ 0859-23-5529

※令和 5 年 10 月 2 日に糀町庁舎（西部総合事務所 3 号館・糀町 1 丁目 160）へ移転しました。

MEMO

## 市営墓地に関する手続き

### 市営墓地使用者が市営墓地へ焼骨の埋蔵を予定している（南公園墓地、北公園墓地、佐陀墓苑、西ノ原墓苑、白浜墓苑）

#### 手続き① 市営墓地使用許可証再交付手続き（紛失の場合のみ、白浜墓苑は対象外）

手続き詳細	手続き可能な人
市営墓地に焼骨を埋蔵するために必要となる墓地使用許可証を再交付する手続きです。（墓地使用許可証を紛失している場合のみの手続きとなります。）	現在の墓地使用者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 300 円 <b>【墓地使用者本人が来庁しない場合は、上記に加えて以下のものをご持参ください。】</b> <input type="checkbox"/> 墓地使用者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 墓地使用者の印鑑（認印可）	建設企画課 糺町庁舎 2 階（※） ☎ 0859-23-5529

#### 手続き② 埋蔵日時の事前連絡

手続き詳細	手続き可能な人
市営墓地への埋蔵日時決定後、あらかじめ埋蔵の日時を各管理事務所（佐陀墓苑、西ノ原墓苑、白浜墓苑については、淀江支所地域生活課）へご連絡ください。 <b>【連絡先】</b> 南公園墓地 管理事務所 ☎ 0859-26-2519 （営業時間 / 9：00 ～ 17：00 年末年始除く） 北公園墓地 管理事務所 ☎ 0859-24-2901 （営業時間 / 9：00 ～ 17：00 年末年始除く） 淀江支所 地域生活課 ☎ 0859-56-3112 （営業時間 / 8：30 ～ 17：15 閉庁日除く）	現在の墓地使用者
必要なもの	問い合わせ先
<b>【各管理事務所への埋蔵の届出に必要なもの】</b> <input type="checkbox"/> 墓地使用許可証（紛失している場合は上記（手続き①）再交付手続きが必要です。） <input type="checkbox"/> 埋火葬許可証	建設企画課 糺町庁舎 2 階（※） ☎ 0859-23-5529

※令和 5 年 10 月 2 日に糺町庁舎（西部総合事務所 3 号館・糺町 1 丁目 160）へ移転しました。

## 子どもに関する手続き

### 児童手当を受給していた（公務員の方は、お勤め先での手続きが必要です）

#### 手続き① 児童手当・特例給付認定の請求

手続き詳細	手続き可能な人
児童手当の受給者が亡くなった場合、新たな受給者に児童手当を支給するための手続きです。	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 新たな受給者の口座情報のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	こども支援課 ふれあいの里 1 階 ☎ 0859-23-5135

#### 手続き② 未払児童手当・特例給付認定の請求

手続き詳細	手続き可能な人
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払い分の児童手当を児童の指定口座に支給するための手続きです。	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 児童手当の対象となるそれぞれの児童の口座情報のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	こども支援課 ふれあいの里 1 階 ☎ 0859-23-5135

#### 手続き③ 児童手当・特例給付額改定認定の請求

手続き詳細	手続き可能な人
児童手当の対象児童が亡くなり、対象児童の人数が減少した場合に必要な手続きです。（児童が 2 人以上の場合）	受給者
必要なもの	問い合わせ先
—	こども支援課 ふれあいの里 1 階 ☎ 0859-23-5135

MEMO

## 子どもに関する手続き

### 児童手当を受給していた（公務員の方を除く）

#### 手続き④ 児童手当・特例給付受給事由消滅の届出

手続き詳細	手続き可能な人
児童手当の対象児童が亡くなり、対象児童の人数がいなくなった場合に必要手続きです。（児童が1人の場合）	受給者
必要なもの	問い合わせ先
—	こども支援課 ふれあいの里 1階 ☎ 0859-23-5135

### 児童扶養手当を受給していた

#### 手続き① 受給者死亡届提出

死亡日から14日以内

手続き詳細	手続き可能な人
受給者が亡くなった場合の手続きです。	ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先
—	こども支援課 ふれあいの里 1階 ☎ 0859-23-5135

#### 手続き② 未払児童扶養手当の請求

手続き詳細	手続き可能な人
児童扶養手当の受給者が亡くなった場合に、未払の手当を対象児童（2人以上の場合は年長者）が請求する手続きです。	ご遺族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 対象児童名義（2人以上の場合は年長者）の口座情報のわかるもの（通帳、キャッシュカードなど）	こども支援課 ふれあいの里 1階 ☎ 0859-23-5135

MEMO

**手続き ③ 児童扶養手当額改定の手続き**

手続き詳細	手続き可能な人
児童扶養手当の対象児童が亡くなり、対象児童の人数が減少した場合に必要な手続きです。(児童が2人以上の場合)	児童扶養手当有資格者の方
必要なもの	問い合わせ先
—	こども支援課 ふれあいの里1階 ☎ 0859-23-5135

**手続き ④ 児童扶養手当資格喪失の手続き**

手続き詳細	手続き可能な人
児童扶養手当の対象児童が亡くなった場合に必要な手続きです。(児童が1人の場合)	児童扶養手当有資格者の方
必要なもの	問い合わせ先
—	こども支援課 ふれあいの里1階 ☎ 0859-23-5135

**義務教育終了以前の児童の養育者が「天災・交通事故」などにより亡くなったまたは障がいの状態になった**

**手続き 災害遺児手当の手続き**

手続き詳細	手続き可能な人
義務教育終了以前の児童の養育者が「天災・交通事故・海難・その他の事故」により亡くなったまたは障がいの状態になったとき、その児童の養育者に対して、手当を支給する手続きです。	新たに保護者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡または障がいの状態が確認できるもの <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 振込口座のわかるもの <b>【本年1月1日(1月から6月に請求される方は前年1月1日)に米子市に住民登録がない方(請求者)】</b> <input type="checkbox"/> 本年度の所得課税証明書(1月から6月に請求される方は前年度の所得課税証明書)	こども支援課 ふれあいの里1階 ☎ 0859-23-5135

## 子どもに関する手続き

### 就学援助費を受給していた（小中学校）

#### 手続き 振込口座変更

手続き詳細	手続き可能な人
就学援助費の振込口座の名義人が亡くなった場合、就学援助費の振込口座を変更するための手続きです。	新たに保護者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 新たな振込口座（保護者または児童生徒の口座）の通帳またはキャッシュカードの写し	こども支援課 ふれあいの里 1 階 ☎ 0859-23-5434

### 特別支援教育就学奨励費を受給していた（市立小中学校の特別支援学級）

#### 手続き 振込口座変更

手続き詳細	手続き可能な人
市立小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒について、特別支援教育就学奨励費の振込口座の名義人が亡くなった場合、特別支援教育就学奨励費の振込口座を変更するための手続きです。	新たに保護者となる方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 新たな振込口座（保護者または児童生徒の口座）の通帳またはキャッシュカードの写し	こども支援課 ふれあいの里 1 階 ☎ 0859-23-5434

### 児童生徒の保護者の方

#### 手続き 保護者変更届

手続き詳細	手続き可能な人
義務教育終了以前の児童生徒の学校での保護者が亡くなった場合、保護者を変更する手続きです。	新たに保護者となる方
必要なもの	問い合わせ先
—	学校教育課 ふれあいの里 1 階 ☎ 0859-23-5433

## 上下水道に関する手続き

### 上下水道を使用していた

#### 手続き 使用者名義の変更、納入方法の変更

手続き詳細	手続き可能な人
使用者の名義変更、納入方法の変更または継続使用の確認をさせていただき手続きです。口座振替については手続きの説明をさせていただきます。	新たな使用者となる方
必要なもの	問い合わせ先
—	・米子市水道局営業課 米子市水道局（車尾）1階 ☎ 0859-32-9917 ・下水道営業課 中央ポンプ場2階 ☎ 0859-34-1371

## 農地に関する手続き

### 農地を所有していた

#### 手続き 相続による届出

手続き詳細	手続き可能な人
相続人及び相続農地の所在を届出させていただき手続きです。 (農地法第3条の3の規定による届出)	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続登記がお済みの方は、相続登記したことがわかるもの (登記完了証の写しなど)	農業委員会事務局 本庁舎2階（※） ☎ 0859-23-5277

※令和6年1月9日、第2庁舎4階から本庁舎2階に移転しました。

MEMO

## 山林に関する手続き

### 山林を所有していた

#### 手続き 新たな森林の土地の所有者の届出

手続き詳細	手続き可能な人
新たな森林の土地所有者を届出していただく手続きです。 (森林法第10条の7の2第1項の規定による届出)	相続人の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続登記がお済みの方は、相続登記したことがわかるもの (登記簿や登記完了証の写しなど)	農林課 本庁舎2階(※) ☎ 0859-23-5232



※令和6年1月9日、第2庁舎4階から本庁舎2階に移転しました。

## 犬に関する手続き

### 犬を飼っていた

#### 手続き 飼い犬の所有者変更手続き

所有者の変更後 30 日以内

手続き詳細	手続き可能な人
亡くなられた方が犬を飼っていた場合、所有者の登録を変更するための手続きです。(狂犬病予防法第4条第5項の規定による届出)	新たな飼い主の方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 飼い犬の鑑札もしくは鑑札番号のわかるもの ※マイクロチップで犬の登録をされている場合は、 右記のQRコードからお手続きください。	環境政策課 クリーンセンター2階 ☎ 0859-23-5257



MEMO

MEMO

チェックリスト

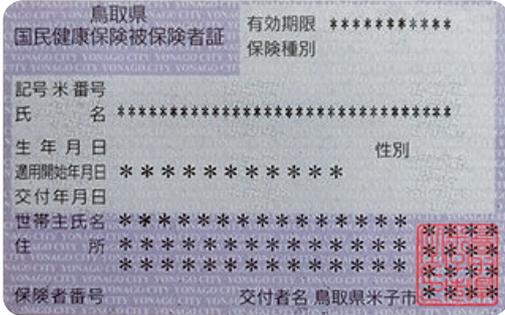
各種手続き

市役所外の主な手続き

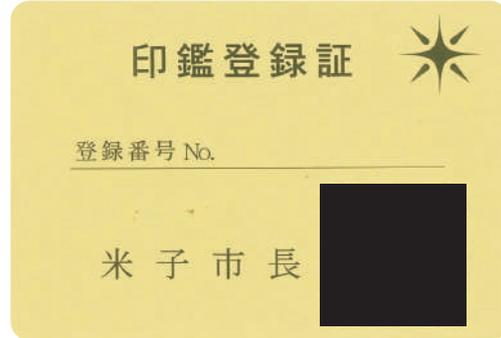
相続について

# 市役所で手続きが必要な保険証などの見本

## 国民健康保険被保険者証

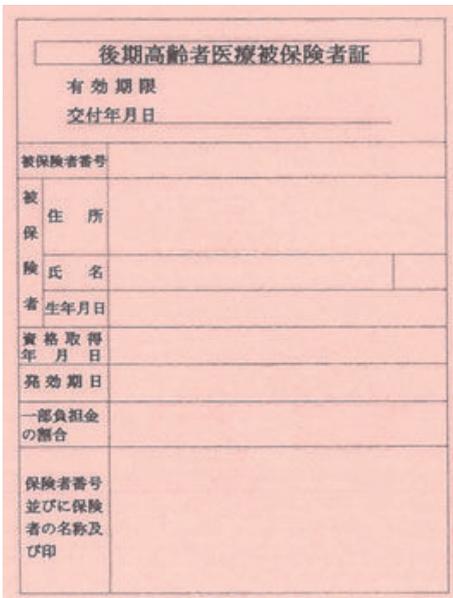


## 印鑑登録証

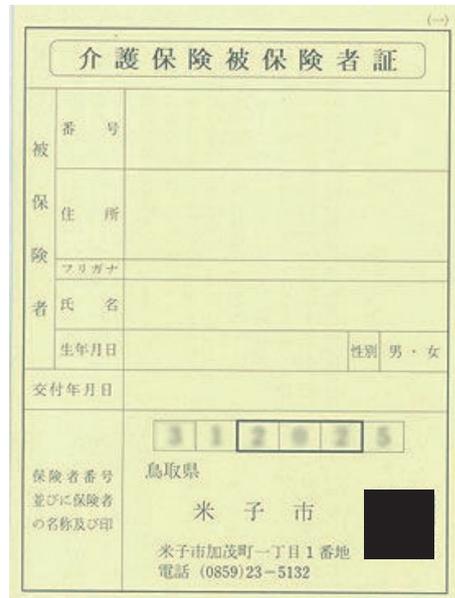


※黄色の登録証（青色の登録証もあります）

## 後期高齢者医療被保険者証



## 介護保険被保険者証



## 年金手帳・年金証書



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

## 特別医療費受給資格証（各種）

【小児等 / 重度心身等】

特別医療費受給資格証（重度心身等）	
公費負担者番号	
受給資格証記号番号	⊗
受給資格者	氏名
	生年月日
	住所
一部負担金	
月額負担上限額	入院
	入院外
「重度かつ継続」	自立支援医療の種類により無料(※注4)
有効期間	自 至
[黒塗り]	

【第7・8号関係】

特別医療費受給資格証 (第7・8号関係)	
記号番号	⊗ 第 号
受給資格者	氏名
	生年月日
	住所
有効期間	自
	至
[黒塗り]	

【第9号関係】

特別医療費受給資格証 (第9号関係)	
記号番号	⊗ 第 号
受給資格者	氏名
	生年月日
	住所
有効期間	自
	至
[黒塗り]	

## 障害者手帳



※色や形状が異なる場合があります。

## 市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
国税関係	<input type="checkbox"/>	相続税に関すること 所得税・消費税申告に関すること	米子税務署 ☎ 0859-32-4121
不動産登記関係	<input type="checkbox"/>	相続登記に関すること	鳥取地方法務局 米子支局 ☎ 0859-22-6162
公的年金関係	<input type="checkbox"/>	公的年金に関すること	米子年金事務所 ☎ 0859-34-6111
農業者年金	<input type="checkbox"/>	農業者年金死亡関係届出書の提出	お近くのJA または 農業委員会事務局 ☎ 0859-23-5277
企業年金	<input type="checkbox"/>	企業年金に関すること	企業年金コールセンター ☎ 0570-02-2666
恩給	<input type="checkbox"/>	恩給に関すること	総務省 恩給担当 ☎ 03-5273-1400
遺言書	<input type="checkbox"/>	遺言書の検認	鳥取家庭裁判所 米子支部 ☎ 0859-22-2408
相続放棄	<input type="checkbox"/>	相続放棄の申立	
遺産分割（相続人の間で話合いがつかない場合）	<input type="checkbox"/>	遺産分割調停の申立	
県営住宅関係	<input type="checkbox"/>	県営住宅の承継・退去などに関する手続き	鳥取県住宅供給公社 西部事務所 ☎ 0859-32-9211
パスポート	<input type="checkbox"/>	パスポートの返納	西部総合事務所窓口 （米子パスポートセンター） ☎ 0859-31-9797
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療費受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する保健所へお問い合わせください。	米子保健所 ☎ 0859-31-9317
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	運転免許証の返納	西部地区運転免許センター ☎ 0859-22-4607 米子警察署 ☎ 0859-33-0110
預貯金口座	<input type="checkbox"/>	預金の相続など	各金融機関
株式・債権	<input type="checkbox"/>	名義変更など	証券会社、銀行などの 各金融機関
生命保険	<input type="checkbox"/>	死亡保険金・入院保険金 などの請求	加入していた保険会社 または代理店
損害保険	<input type="checkbox"/>		加入していた保険会社 または代理店
固定電話 (NTT西日本)	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約など	NTT西日本 ☎局番なしの 116 携帯からは 0800-2000-116
固定電話 (NTT 西日本以外)	<input type="checkbox"/>		各契約会社
携帯電話	<input type="checkbox"/>		
インターネット	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約など	各契約会社
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約など	
NHK 受信料	<input type="checkbox"/>	名義変更・解約など	NHK ふれあいセンター ☎ 0570-077-077
普通自動車	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車	中国運輸局 鳥取運輸支局 ☎ 050-5540-2070
自動二輪 (125cc 以上)	<input type="checkbox"/>		
軽四輪	<input type="checkbox"/>		軽自動車検査協会 鳥取事務所 ☎ 050-3816-3082

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただきながら、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

☑	項目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の <u>出生から死亡までの連続した戸籍謄本</u> が必要です。市役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とお申し出ください。
☐	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。相続により、土地や建物を取得した際は、登記の名義変更をする必要があります。 37～38ページをご参照ください。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。



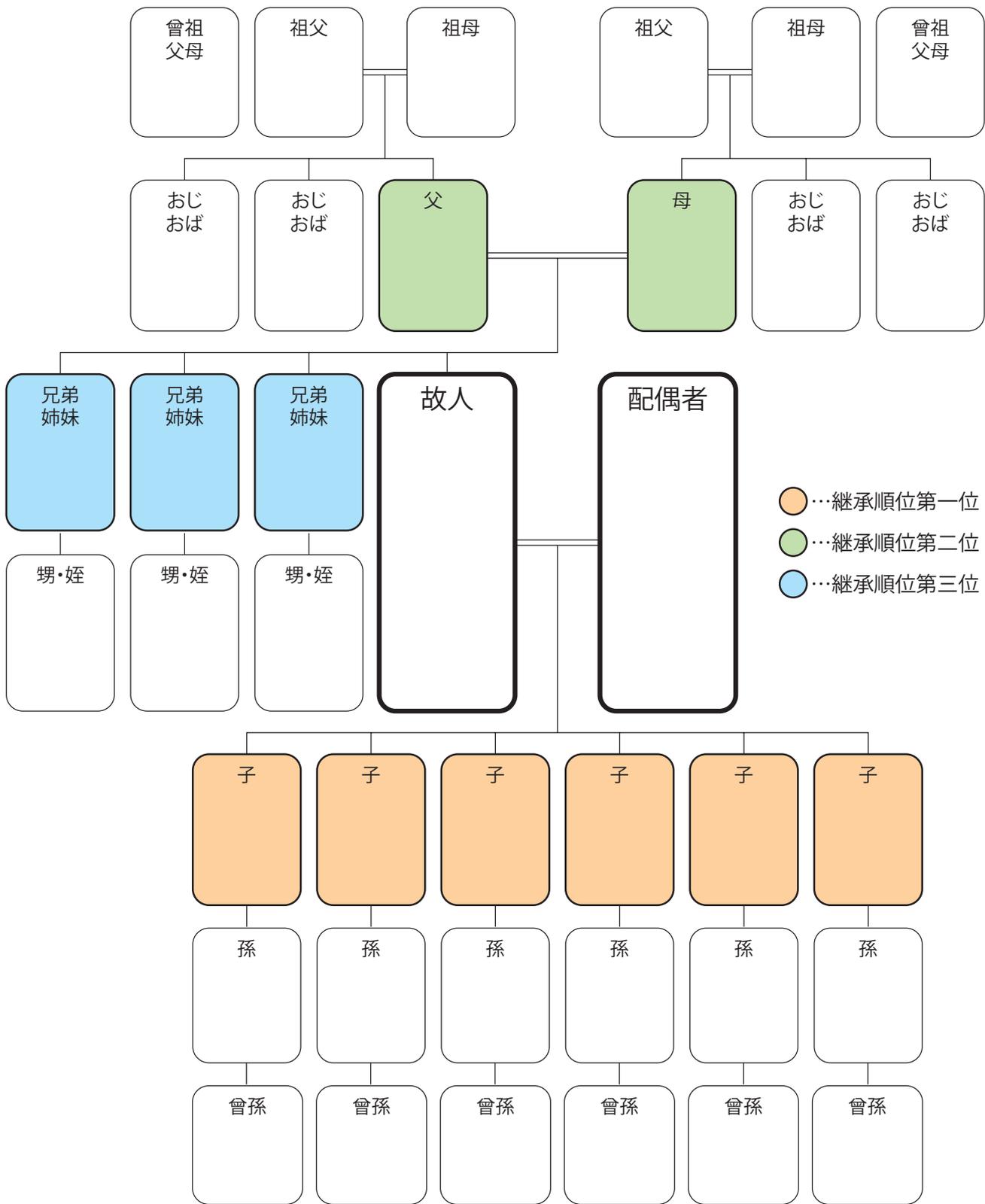
# 家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

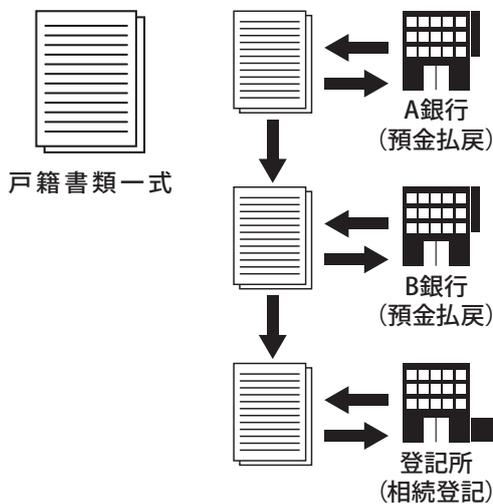
## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

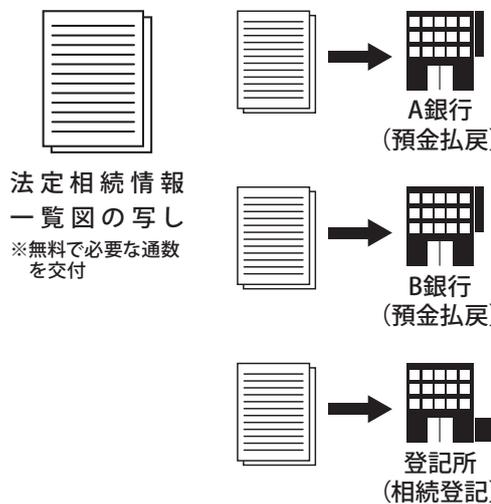
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

# 令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されます

所有者不明土地の解消に向けて

## 不動産に関するルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から**  
**3年以内に申請**しなければなりません。  
正当な理由がなく**義務に反した場合、**  
**10万円以下の過料**の対象となります。

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。司法書士、弁護士等相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

## 相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

ステップ①

### 戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②

### 遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ③

### 登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④

### 登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤

### 登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

MEMO

MEMO

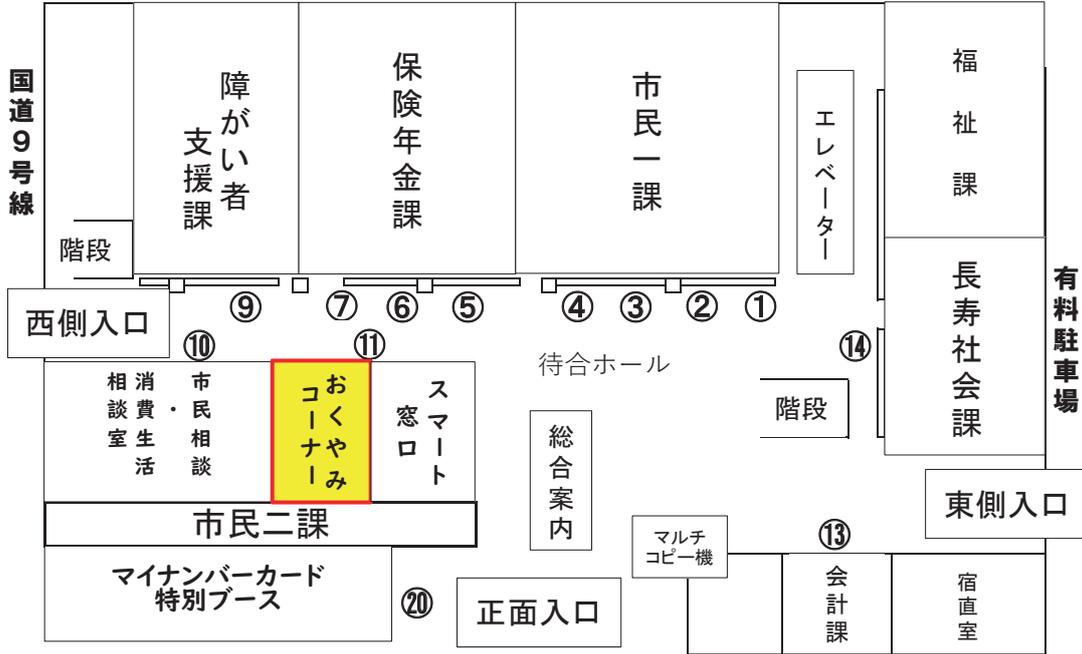
A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

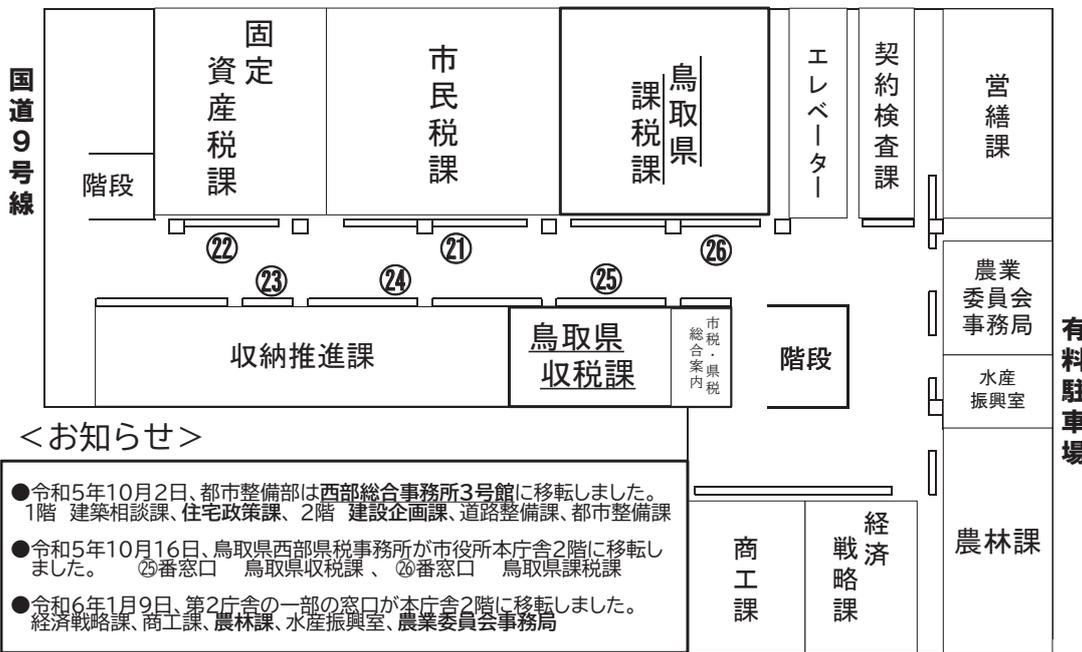
A series of horizontal dotted lines for writing.

# 米子市役所本庁舎 1階・2階 フロアマップ

## 1階



## 2階



### <お知らせ>

- 令和5年10月2日、都市整備部は西部総合事務所3号館に移転しました。1階 建築相談課、住宅政策課、2階 建設企画課、道路整備課、都市整備課
- 令和5年10月16日、鳥取県西部県税事務所が市役所本庁舎2階に移転しました。㉓番窓口 鳥取県収税課、㉔番窓口 鳥取県課税課
- 令和6年1月9日、第2庁舎の一部の窓口が本庁舎2階に移転しました。経済戦略課、商工課、農林課、水産振興室、農業委員会事務局

発行 米子市役所  
 編集/制作 株式会社鎌倉新書  
 発行年 2024年1月